



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 長崎県病院企業団規程 所管課（室）名  
 ・長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程 長崎県病院企業団

### 長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程をここに公表する。  
 令和5年3月31日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

#### 長崎県病院企業団管理規程第4号

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程  
 長崎県病院企業団財務規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
<p>(企業出納員)</p> <p>第4条 企業団の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、本部及び病院に企業出納員を置く。</p> <p>2 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる箇所にあつては、同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">箇所</td> <td>企業出納員に充てる者</td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td><u>総務部長の職にある者</u></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>略</td> </tr> </table>	箇所	企業出納員に充てる者	本部	<u>総務部長の職にある者</u>	病院	略	<p>(企業出納員)</p> <p>第4条 企業団の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、本部及び病院に企業出納員を置く。</p> <p>2 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる箇所にあつては、同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">箇所</td> <td>企業出納員に充てる者</td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td><u>総務部次長の職にある者（ただし、総務部次長が欠けたときは総務部長の職にある者）</u></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>略</td> </tr> </table>	箇所	企業出納員に充てる者	本部	<u>総務部次長の職にある者（ただし、総務部次長が欠けたときは総務部長の職にある者）</u>	病院	略
箇所	企業出納員に充てる者												
本部	<u>総務部長の職にある者</u>												
病院	略												
箇所	企業出納員に充てる者												
本部	<u>総務部次長の職にある者（ただし、総務部次長が欠けたときは総務部長の職にある者）</u>												
病院	略												
<p>(小切手の納付ができる区域)</p> <p>第28条 公令第21条の3第1項第1号に規定する企業長が定める区域は、長崎県内であつて、受取人たる企業出納員又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関の所在地の市町の区域とする。</p>	<p>(小切手の納付ができる区域)</p> <p>第28条 公令第21条の3第1項第1号に規定する企業長が定める区域は、長崎県内であつて、受取人たる企業出納員又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関の所在地の市町村の区域とする。</p>												
<p>(減価償却額)</p> <p>第106条 略</p> <p>2 有形固定資産の減価償却額は、公則第15条第1項の規定により、帳簿価額から100分の10を控除した金額に公則別表第4号の償却率を乗じた額とする。<u>ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の100分の5に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。</u></p>	<p>(減価償却額)</p> <p>第106条 略</p> <p>2 有形固定資産の減価償却額は、公則第15条第1項の規定により、帳簿価額から100分の10を控除した金額に公則別表第4号の償却率を乗じた額とする。</p>												
<p>別表第1（第19条関係）</p> <p>長崎県病院企業団病院事業</p>	<p>別表第1（第19条関係）</p> <p>長崎県病院企業団病院事業</p>												

勘定科目表  
資産、資本、整理、負債勘定

(負債)			
款	項	目	節
固定負債	(省略)		
流動負債	預り金	預り保証金	入札保証金 契約保証金
(省略)		預り有価証券 その他預り金	

勘定科目表  
資産、資本、整理、負債勘定

(負債)			
款	項	目	節
固定負債	(省略)		
流動負債	預り金	預り保証金 預り有価証券 その他預り金	
(省略)			

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表 (八二四)  
二二二  
二二四

印刷所  
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト